

規制緩和が続いているこの機会に、検討をはじめませんか？

「電子帳簿保存法」を適用することで
ペーパーレス化によるコスト削減、業務効率向上！

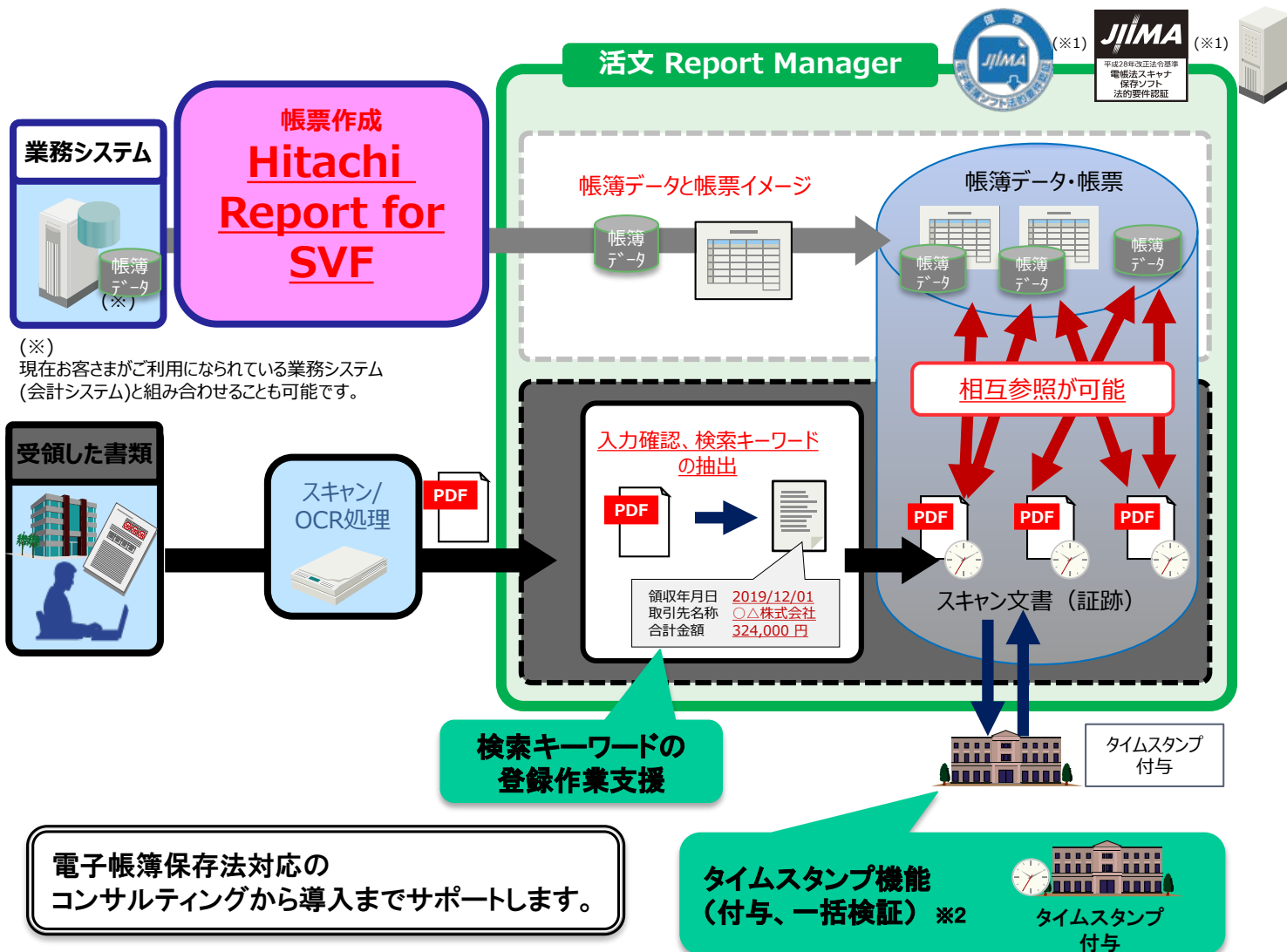


電子帳簿保存法とは？
今まで紙で保管していた
国税関係帳簿や国税関係書類について、
電子データによる保存を認めた法律です。



2015、2016年の改正で、
紙媒体の書類をスキャナで電子化して
保存する規制が緩和されました！

Hitachi Report for SVF なら 活文 Report Managerと連携し
帳簿も！ 書類も！
電子帳簿保存法の対応をまとめて支援



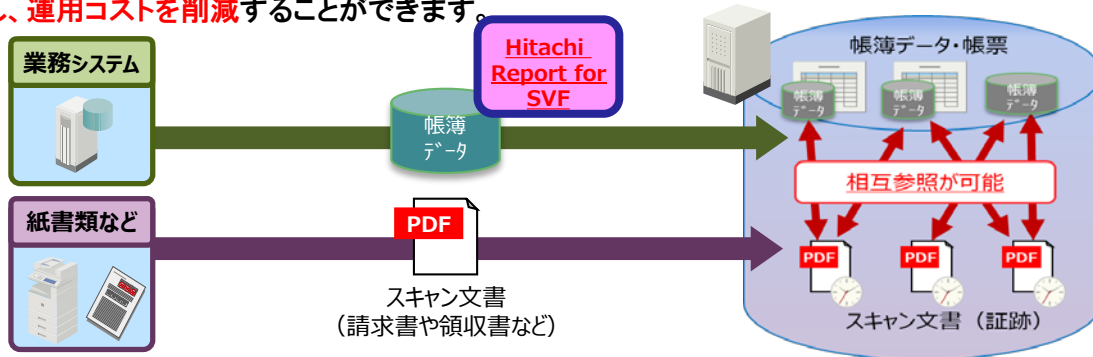
電子帳簿保存法対応の
コンサルティングから導入までサポートします。

タイムスタンプ機能
(付与、一括検証) ※2

※1…この認証ロゴは公益社団法人日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。
※2…タイムスタンプの付与には、一般財団法人日本データ通信協会の認定事業者との契約が必要となります。

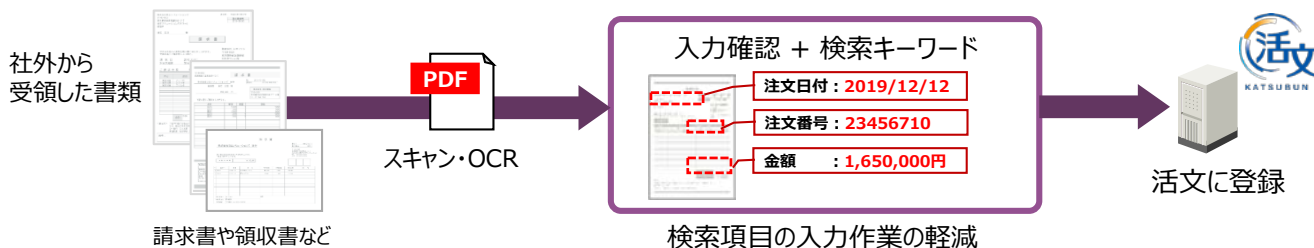
帳簿データとスキャン文書を一元管理

帳簿データとスキャン文書を1つのシステムで保管することができるため、**帳簿データとスキャン文書を相互に関連性を持たせながら一元管理**することが可能です。システムを個別に導入する必要がないので、**運用の手間を軽減し、運用コストを削減**することができます。



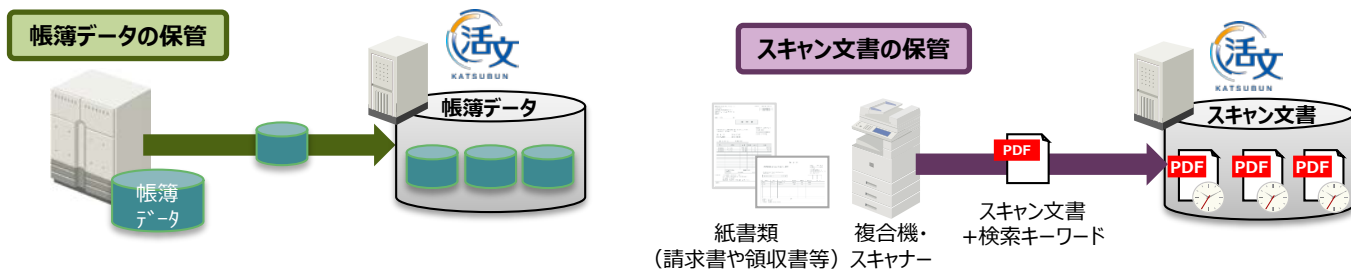
スキャン文書の検索キーワードを登録支援！

スキャン文書を登録する際に検索や分類のために「取引先名称」「合計金額」などの検索キーワードの付与が必要です。**スキャンした書類の「レイアウト」や「特定の項目が記載されている場所」を学習して検索キーワードを抽出し、システムに登録することができます。**これにより検索用キーワードの付与作業を軽減します。



帳簿だけの保管や書類だけの保管など、お客さまのご要望に柔軟に対応可能。

- 帳簿データの保管から電子化を適用したい
- 帳簿データの保管は基幹システムで対応済みのため、スキャナ保存だけしたい
- まずは帳簿データの保管。今後、スキャナ保管をしたい



電話でのお問い合わせはHCAセンター
(Hitachi カスタマ・アンサ・センター) へ
(フリーダイヤル) 0120-55-0504
受付時間：9:00～12:00, 13:00～17:00
(土・日・祝日・当社休日を除く)

インターネットで製品情報がご覧いただけます。

Hitachi Report for SVF ホームページ
<https://www.hitachi.co.jp/soft/svf/>

活文 Report Manager ホームページ ((株)日立ソリューションズ)
<https://www.hitachi-solutions.co.jp/katsubun/sp/rm/>

本資料に記載されている内容は国税庁HPからの抜粋や、当社の電子帳簿保存法申請の経験則に基づいて作成されたもので、電子帳簿保存法申請の承認を保証するものではありません。この為、電子帳簿保存法申請をご検討される場合は、必ず 経理部や税理士等の関係各部署間調整と管轄の税務署に相談を行った上で申請を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

・SVFは、ウイングアーク1 s t 株式会社の登録商標です。
・JIIMAは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の登録商標です。JIIMAにて認定されたバージョンおよび認証番号については株式会社 日立ソリューションズにお問い合わせください。
・活文は、株式会社日立ソリューションズの登録商標です。
・その他記載の会社名、製品名などは、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。
記載されている内容は、2021年2月現在のものです。製品の内容は予告なく変更されることがあります。

2021.2